

後期高齢者医療制度に関するお知らせ 平成30年度から 保険料率が変わります

$$\begin{array}{l} \text{保険料年額} \\ (\text{限度額 } 62 \text{ 万円}) \end{array} = \begin{array}{l} \text{被保険者均等割額} \\ \text{被保険者 } 1 \text{ 人あたり} \\ 51,491 \text{ 円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{所得割額} \\ \text{賦課のもととなる所得金額} (\times) \\ \times \text{ 所得割率 } 9.90\% \end{array}$$

(※) 前年の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額(分離課税として申告された株式の譲渡所得や配当所得・土地等の譲渡所得など)の合計額から基礎控除額 33 万円を控除した額です。(雑損失の繰越控除分は控除されません)

●保険料の軽減について

(1) 世帯の所得水準に応じて保険料の被保険者均等割額 (51,491 円) が軽減されます。

所得の判定区分	軽減割合	軽減後の被保険者均等割額(年額)
①下欄②に属する被保険者であり、かつ、当該世帯の被保険者全員の各所得が 0 円であるとき (ただし、公的年金等控除額は 80 万円として計算する)	9 割	5,149 円
②世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額等が、基礎控除額(33 万円)を超えないとき	8.5 割	7,723 円
③世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額等が【基礎控除額(33 万円) + 27 万 5 千円 × 被保険者の数】を超えないとき	5 割	25,745 円
④世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額等が【基礎控除額(33 万円) + 50 万円 × 被保険者の数】を超えないとき	2 割	41,192 円

※基礎控除額等の数値については、今後の税法改正等によって変動することがあります。

※軽減に該当するかどうかを判断するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る部分の税法上の規定は適用されません。

※当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた 65 歳以上の方については、公的年金等に係る所得金額から 15 万円を控除して軽減判定します。

※世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象となります。

※平成 29 年度と比較して平成 30 年度は、5 割および 2 割の軽減対象が拡大されています。

(2) 後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方については、当面、所得割額は課されず、平成 30 年度は均等割額の 5 割が軽減され、平成 31 年度以降は資格取得後 2 年を経過する月までの間に限り、均等割額の 5 割が軽減されます。

なお、均等割額の 9 割軽減または 8.5 割軽減に該当する方については、それぞれの軽減割合が適用されます。

※国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象となりません。

お問い合わせは
5 ページ下段に記載 ↓↓↓

[後期高齢者医療] 各種健診の実施、人間ドック費用の助成について

後期高齢者医療歯科健康診査 ～平成 30 年 4 月から歯科健診を実施します～

大阪府後期高齢者医療広域連合では、口腔機能の低下や肺炎などを予防するため、歯科健診を実施します。

4 月下旬に「歯科医院リスト」をお送りします。(年度途中に新たに 75 歳になる方には、誕生月の翌月当初にお送りします。) 広域連合が指定する歯科医院において、年度中(4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで)に 1 回、無料で受診できます。

受診の際は、事前に歯科医院へお問い合わせのうえ、被保険者証を忘れずにお持ちください。

◆以下に該当する方は、歯科健診の対象外となります。

○介護予防事業における口腔ケア等の歯科保健事業の対象となる方

○他、健康診査の対象外となる方

●実施歯科医療機関<羽曳野市> ☎072(市外局番)

健康診査、人間ドックは 5 ページ下段に記載 →

医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号
青木歯科	955-1003	渋谷歯科医院	958-7718	フジモリ歯科医院	927-1518
荒木歯科医院	958-1181	すぎわけ歯科	958-8258	ふなき歯科	950-0118
上野山歯科医院	958-8288	タケダ歯科	938-6480	牧浦歯科医院	939-1456
大山歯科医院	938-9321	橘歯科医院	958-2262	松田歯科医院	958-5211
おくの歯科医院	950-1182	たにぐち歯科医院	958-1873	まつだ歯科クリニック	0120-085-118
音野歯科医院	952-8241	塚本歯科医院	955-8111	的場歯科	952-1414
覚道歯科医院	938-3307	角田歯科医院	958-3182	宮脇ヤスコ歯科クリニック	952-8249
加藤歯科	955-0264	西谷歯科クリニック	978-8686	百溪歯科医院	956-0040
神谷歯科医院	956-1680	埜田歯科	958-3741	山岡歯科医院	958-6996
北山歯科クリニック	950-2700	のだ歯科医院	952-6480	山口歯科医院	936-3131
木下歯科医院	955-3317	はびきヶ丘デンタルクリニック	950-0338	山本歯科	955-2285
齋藤歯科医院	958-0612	はら歯科医院	959-0418	吉田歯科クリニック	956-8862
さとう歯科医院	952-0002	東浦歯科クリニック	955-4800	和島歯科医院	930-5454
芝池歯科医院	955-8815	比奈本歯科	957-3088		

受診は大阪府内指定医療機関で可能です。